

## 令和8年2月開催松野町農業委員会定例総会会議録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時        令和8年2月9日（月） 13時30分より  
場 所        松野町役場2階 議場兼大会議室

### 2. 会議構成員（農業委員）現在総数        13名

出席：12名                      欠席：1名

### 3. 農業委員出席者氏名 ※役職、議席番号は議事にて決定。

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	上家地	村田 和宏	出席
副会長	2	—	矢野 千津	欠席
	3	豊岡後	森口 泰	出席
	4	目 黒	河野 和平	出席
	5	松 丸	山口 賢三	出席
	6	—	松比良八重子	出席
	7	—	山崎 匡	出席
	8	豊岡前	毛利 彰男	出席
	9	延野々	綱崎 幸紀	出席
	10	吉 野	太田 善英	出席
	11	奥野川	西村 正人	出席
	12	富 岡	加賀田幸二	出席
	13	蕨 生	岡本 仁志	出席

### その他出席者

#### 農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	小西荘二郎	出席
	竹岡 靖	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	欠席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	滝本 音次	出席
	金谷 恒夫	欠席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長 中井 和彦  
農業委員会事務局次長 藤藪 享史  
農業委員会事務局主査 音地 絢太

4. 議長選出他

議長 村田 和宏  
会議録署名委員 河野 和平  
山口 賢三

会議書記 音地 絢太

5. 閉会の日時

令和8年2月9日（月） 13時58分

6. 議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について
- 議案第3号 農地法施行規則第29号第1号の規定による申出に対する意見決定について
- 議案第4号 遊休農地（荒廃農地）の農地・非農地の判断について

7. 会議の概要

中井事務局長

定刻となりましたので、ただいまから2月の定例農業委員会のほうを開会いたします。始めに、村田会長よりごあいさつをいただきます。

村田会長

みなさんこんにちは。

（会場）

こんにちは。

村田会長

雪も降ってから、もっと積むかなという気はしとったんですが、

薄っすらというくらいで、昼ぐらいには溶けてなくなるようなことが、二日ほど続いただけなんですけど、町のほうでも水のほうはかなり減つとるということで、雨も明日明後日ぐらい降る言いよるけど、けっこう降ってもらわんとまた田んぼの時期になりますとかなりない気がします。

また昨日の選挙で自民党が圧勝ということになったんですけど、それでまたいろんなことで自民党がいろいろな施策をしようと思んですけど農業委員会のほうでもいろいろと施策を変えるというような事があるかもわかりませんが、後はもう上からの指示どおりに動くような形になるとは思いますが、よろしく願いいたします。

今日は何点かの事案がありますけど、よろしく願いいたします。

中井事務局長

ありがとうございました。それでは続きまして、進行のほうをお願いいたします。

村田会長

それでは3番目の議事録署名の委員なんですけど、4番の河野委員さん、5番の山口委員さんでお願いいたします。

4番の報告事項なんですけど、事務局のほうでありましたら。

音地主査

その他でまとめてでお願いいたします。

村田会長

その他のほうでよろしく願いいたします。

早速なんですけど、議事のほうに入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題

森口委員

として、豊後の森口委員さんのほうで、説明をお願いいたします。

説明をいたします。資料6ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

受付番号12番、申請地豊岡〇〇〇番、地目は田、面積が94㎡となっております。所有権移転の申請です。図は5ページをご参照ください。

申請者です。譲受人、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳、譲渡人、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳です。

譲受人の営農状況の詳細ですが、作付予定作物は水稻とのことです。

所有大農機具はトラクター、管理機、田植機です。農業に従事する者としましては、本人が60日、父が160日です。

周辺地域との関係につきましては、現状どおり利用することとし、支障なしです。周辺農家と協力して用水路等の管理に努めますとのことです。

農地の利用状況は、農地面積が392㎡、うち田んぼが392㎡、畑は0です。

農地法第3条第2項の第1号から6号まで全て該当しないことをご報告いたします。

以上ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

村田会長

今説明がありましたけど、どなたか質疑等ありませんでしょうか。

音地主査

事務局より1点補足になりますが、こちらの案件ですね、先月ですね豊岡の横の〇〇〇番の筆でですね、所有権移転が同様になされてございます。先月の申請のタイミングに漏れていたと、今回の案件がですね、ということで今回の案件が追加で上程をさせていただいてございますので、補足としてご説明をさせていただきます。

私のほうからは以上になります。

村田会長

今補足がありましたけど、先月の案件の追加の案件ということなんですけど、ちょっと漏れとったということなんですけど、どなたか質疑等ございませんか。

ないようでしたら申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。続きまして奥野川の案件なんですけど、委員さんの事もありますので、委員さん本人の案件ですので、〇〇〇委員さんの退席をお願いいたします。

※ 〇〇〇委員退席。

村田会長

岡本委員さんお願いいたします。

岡本委員

資料6ページをお開きください。農地法第3条の規定による許可申請についての説明をします。

受付番号13番、申請地奥野川〇〇〇番、地目は田、面積が85㎡、所有権移転の申請です。

図は7ページをご覧ください。

申請者です。譲受人、北宇和郡松野町大字奥野川〇〇〇番地、〇〇〇さん〇歳、譲渡人、北宇和郡松野町大字奥野川〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳です。

譲受人の営農状況等の詳細ですが、作付予定作物は水稻、野菜です。

所有大農機具はトラクター、田植機、管理機、コンバインです。

農作業に従事する者は本人160日、母150日です。

周辺地域との関係については、農地の保全管理に努めるため、支障なし。

また、周辺農家と協力して用水路の管理等に努めますとのことです。

農地の利用状況、農地面積が15,427㎡うち田が7,186㎡、畑が8,241㎡です。

農地法第3条第2項の第1号から第6号までの各要件には全て該当しないことを確認しましたので、ご報告いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

村田会長

説明がありましたけど、どなたか質疑等ございませんか。ないようですので、申請のとおり許可ということでよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。

※〇〇〇委員着席。

音地主査

続きまして議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題として事務局のほうで、説明をお願いいたします。

資料9ページ目をお開きください。

番号26番、貸人松野町大字松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が、松丸〇〇〇番、〇〇〇番、地目はすべて田で、面積が2筆合計で1,548㎡となっております。5年の賃貸借による契約となっております。図は10ページをご覧ください。継続の案件となっております。

続いて番号27番、貸人松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が松丸〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目はすべて田で、面積が3筆合計で6,750㎡となっております。5年の賃貸借による契約となっております。図は11ページ目をご覧ください。継続の案件となっております。

続いて番号28番、貸人目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人目黒〇〇〇番地、〇〇〇さん、利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、地目は田で、面積が944㎡となっております。5年の賃貸借による契約となっております。図は12ページ目をご覧ください。新規の案件となっております。

最後に番号29番、貸人目黒〇〇〇番地、〇〇〇さん、借人目黒〇〇〇番地、〇〇〇さん、利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、地目は田で、面積が1,360㎡となっております。5年の使用貸借による契約となっております。図は13ページ目をご覧ください。継続の案件となっております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

村田会長

利用権の説明がありましたけど、どなたか質疑等ございませんか。いずれも機構経由の案件です。

意見もないようですので、決定でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

続きまして、議案第3号農地法施行規則第29条第1号の規定による申出に対する意見決定についてを議題として説明をお願いいたします。

音地主査

資料15ページ目をご覧ください。まず議案第3号の意見決定に先立ちまして、概要説明をさせていただきます。

本来農地を転用する場合には、農地法第4条又は第5条の転用の申請が必要となっておりますが、農地の保全もしくは利用の増進のために行う行為にあつては、農地法施行規則第29条第1号の規定に基づき転用の許可が不要でありまして、届出で足りることとなっております。

今回の案件につきましては、隣接する農地の外構が崩壊しそうになっており、水路や農地に支障をきたすことから、当該農地をコンクリートブロック積で施工し、水路又は農地の保全管理に努めるものでありまして、当条文に照らし委員会の意見を決定するものでございますので、その旨ご認識いただけたらと思います。

それでは案件の説明に移ります。

番号2番奥野川〇〇〇番、地目は田で、面積が85㎡、同様に施設面積も85㎡、利用状況としましては、一毛作で田としての活用となります。申請者は〇〇〇さんで、図は16ページ目をご覧ください。

農業施設用地に転用しようとする事由の詳細になりますが、隣接農地の保全のため、コンクリートブロック積を設置し、土砂等の流失防止を図るということです。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

村田会長

説明が終わりましたが、どなたか質問等ございませんでしょうか。

これは狭い面積やけど、上の田んぼと合すよう形で、まあいうたら土羽を上田んぼと一緒にの高さに変えるやり方やろか。

山崎委員

倉庫の敷地を増やす。

音地主査

そうですね。詳しく説明するとですね、〇〇〇番が農地になってまして、〇〇〇番ここに倉庫が建っているわけなんですけれども、〇〇〇番の筆が〇〇〇さんところの農地となつてございます。その農地が高さが下の田んぼとある関係で、横の外壁部分がちょっと壊れそうなかたちになっているということで伺っております、その横には実際に水路とかが通っているわけなんですけれども、このまま放置しておくと崩壊する恐れがあるということで、今回所有権移転をした後にですね、その農地の保全に努めるということで、申請が出てきているというものでございます。

村田会長

ほかないでしょうか。

ないようでしたら、申し出のとおり意見決定でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

続きまして議案第4号遊休農地の農地、非農地の判断についてを議題として、説明を事務局でお願いをいたします。

音地主査

議案第4号の説明をさせていただきたいと思います。

今回の案件につきましては、非農地判断の案件についてでございます。

農地パトロールにて町内の各部落の農地を確認させていただいて、その中で再生利用が困難な農地については、非農地として判断することとして、農地利用状況調査を実施させていただきました。

今年度における非農地としてのご審議いただく農地としましては、資料18ページ目の1筆となっております。

所在の説明に移りますが、豊岡〇〇〇番、地目が畑で面積が124㎡となっております。

所有者につきましては、資料に記載のとおりとなります。現況としましては山林となっております、図につきましては19ページ目をご確認いただいたらと思います。

今回は1件のみではありますが、現地の農業委員とともに確認し、現状が山林状態にあるなど、非農地判断やむお徳ないと確認をいただいたところでもありますので、当該1筆の非農地判断について、ご審議いただけたらと思います。

以上よろしくお願いたします。

村田会長

説明があったんですけど、どなたか質疑はございませんでしょうか。申請のとおり決定でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

以上で議事のほうは終わりたいと思います。  
その他で事務局のほうからありましたら。

音地主査

次回の農業委員会の開催日時のほう、お伝えさせていただいたらと思います。

次回が3月10日火曜日で、時間が13時30分からの予定となっております。庁舎がどの会議室も埋まっておりますので、横のコミセンのほうで開催予定としておりますので、調整のほどお願いいたします。

村田会長

今回は3月10日ということをお願いいたします。  
他に委員さんのほうからありましたら。  
ほかないですか、ないようでしたら農業委員会のほうを終わりたいと思います。

次回またよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。